

「九州農泊推進ネットワーク」運営に係る規約

令和2年3月31日

1 目的

「九州農泊推進ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）は、ネットワーク会員相互の情報共有や連携を推進することにより、持続的なビジネスとして実施できる農泊地域を創造し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を実現することを目的とする。

2 活動

ネットワークは、1に掲げる目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 行政機関・会員等からの情報の収集及び会員への情報の提供
- (2) 会員の活動等に関する情報の発信
- (3) 会員の資質向上のためのセミナー、情報交換会等の開催
- (4) その他ネットワークの目的を達成するために必要な活動

なお、ネットワークの活動を通じて得た情報については、各会員の責任において適切に管理することとする。

3 会員

ネットワークの会員は、原則として九州管内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）において農泊に取り組む団体及び個人（以下「農泊団体等」という。）、農泊団体等を支援する団体及び関係する行政機関等とする。

4 入会及び退会

ネットワークへの入会は事務局に申し出て、登録を受けるものとする。退会も同様とする。

5 事務局

ネットワークの事務は、九州農政局農村振興部農村計画課が行う。

6 雑則

この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に必要な事項は、会員で協議して定めるものとする。

附則

この規約は、令和2年3月31日から施行する。